

給水装置工事検査要綱

平成 18 年 3 月 27 日

平成 27 年 4 月 1 日改訂

令和 2 年 7 月 1 日改訂

令和 3 年 6 月 1 日改訂

(目的)

第 1 条 この要綱は、成田市水道事業給水条例（平成 10 年条例第 19 号。以下「条例」という。）第 6 条第 2 項の規定による給水装置工事の工事検査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(工事検査)

第 2 条 管理者は、成田市水道事業給水条例施行規程（平成 10 年水道事業管理規程第 1 号。以下「施行規程」という。）第 7 条の申請に係るすべての給水装置工事について、工事検査を行うものとする。また、管理者が必要と認めるときは、工事の施工過程においても行うものとする。

(検査員及び班編成)

第 3 条 検査員は、管理者が定める職員をもってあてるものとする。

2 工事検査は、原則として一班につき 2 名の検査員で行うものとする。ただし、管理者は、給水装置工事の規模に応じて検査員の数を変更することができる。

(工事検査の立会い)

第 4 条 工事検査の立成いは、水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）第 36 条第 1 号の規定により、当該給水装置工事を行う者として指名された給水装置工事主任技術者とする。ただし、特段の事情があるときは、当該給水装置工事に精通している者を立会者とするすることができる。

(自主検査の報告)

第 5 条 指定給水装置工事事業者は、条例第 6 条第 2 項に規定する給水装置工事検査を受けるため、あらかじめ当該給水装置工事について自主検査し、その結果について工事検査申請書提出時に自主検査報告書（様式第 3 号）により管理者に提出しなければならない。

(検査事項及び方法)

第 6 条 工事検査は、施行規程第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する給水装置新設（改造・修繕・撤去）設計・精算書（以下「設計・精算書」という。）、工事写真及びその他の関係書類に基づき工事の実施状況について、水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号。以下「令」という。）及び条例により、次の各号に掲げる項目を確認するものとする。

(1) 配管状況の確認

(2) 給水用具等設置状況の確認

特に、量水器の設置方向の確認並びに量水器を複数設置する場合における部屋番号及び量水器番号の照会については必ず行うこと。

(3) 使用材料の確認

(4) 水圧検査

原則として、耐圧性能試験（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成 9 年 3 月 1 日厚生省令第 14 号）第 1 条第 1 項第 1 号に規定する耐圧性能試験を行う。）を実施し、漏水の有無について確認すること。

(5) 水質検査

井水等の他の水管との接続誤り及び水質変化の確認のため、通水後給水栓より採水し、次に掲げる各項目について検査を行うこと。

残留塩素（遊離塩素）

(6) 路面復旧状況の確認

(7) その他、現場に応じた必要な事項

(工事の改善等)

第7条 工事検査の結果、改善を要すると認められた箇所が有るときは、文書又は口頭により期間を定め、当該工事の改善を指示することができる。

2 前項の規定により改善を指示した給水装置工事について、完成した旨の報告があったときは、当該部分の確認を行うものとする。

(検査の報告)

第8条 検査員は、工事検査の結果について工事検査報告書(様式第1号)及び工事検査調書(様式第2号)により報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

受付番号

工 事 検 査 報 告 書

年 月 日

(あて先) 成田市長

検査員職・氏名

命により、給水装置工事の検査を実施したので、下記のとおり報告いたします。

記

工 事 場 所	成田市		
建物名称（仮称）			
工 事 の 種 類		水栓番号	第 号
申 請 者	住 所		
	氏 名		
指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者	指定番号 第 号		
給 水 装 置 工 事 主 任 技 術 者	免状番号 第 号		
検 査 立 会 者			
検 査 結 果	<input type="checkbox"/> 年 月 日に工事検査調書（様式第2号）により実施した工事検査の結果、適正であることを認める。 <input type="checkbox"/> 年 月 日に実施した工事検査の結果、先の指示事項を改善したので、適正であることを認める。		

受付番号	
------	--

工 事 検 査 調 書

工事の種類	新設・改造・修繕・撤去	水栓番号	第 号
-------	-------------	------	-----

No	検 査 項 目	検 査 結 果	
1	管 の 種 類	<input type="checkbox"/> 設計・精算書のとおり <input type="checkbox"/> 不適合()	
2	管 の 口 径	<input type="checkbox"/> 設計・精算書のとおり <input type="checkbox"/> 不適合()	
3	布 設 延 長	<input type="checkbox"/> 設計・精算書のとおり <input type="checkbox"/> 不適合()	
4	埋 設 深 さ	<input type="checkbox"/> 公道部	<input type="checkbox"/> cm 以上 <input type="checkbox"/> 浅層埋設
		<input type="checkbox"/> 私道部	<input type="checkbox"/> 60cm 以上 <input type="checkbox"/> 60cm 未満(cm)
		<input type="checkbox"/> 宅内部	<input type="checkbox"/> 30cm 以上 <input type="checkbox"/> 30cm 未満(cm)
5	管 の 接 合 状 況	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 不適正()	
6	逆流防止装置の設置状況	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 不適正()	
7	吐水口と越流面との間隔	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 不適正()	
8	給水用具の取付状況	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 不適正()	
9	管 の 防 護 処 置	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 不適正()	
10	使用材料の確認	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 不適正()	
11	止水栓、筐の設置状況	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 不適正()	
12	量水器の設置状況	<input type="checkbox"/> 適正(<input type="checkbox"/> 設置方向 <input type="checkbox"/> 部屋番号 <input type="checkbox"/> 量水器番号) <input type="checkbox"/> 不適正()	
13	水 圧 検 査 (0.75Mpa・1分間)	<input type="checkbox"/> 漏水なし <input type="checkbox"/> 漏水あり(<input type="checkbox"/> 公道部 <input type="checkbox"/> 宅内部) <input type="checkbox"/> 常圧 Mpa	
14	水 質 検 査	<input type="checkbox"/> 残留塩素 mg/L <input type="checkbox"/> 色・濁り(<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)	
15	増圧装置の圧力制御	<input type="checkbox"/> 吐出圧力 MPa <input type="checkbox"/> 自動停止圧力0.07MPa以上 <input type="checkbox"/> 自動復帰圧力0.10MPa	
16	路 面 復 旧 状 況	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 不良(<input type="checkbox"/> 仮復旧 <input type="checkbox"/> 本復旧)	
17	所 見	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 指示事項改善後、確認	

(指示事項) 改善期限： 年 月 日

・

・

受付番号	
------	--

自主検査報告書

年 月 日

(あて先) 成田市長

工事場所
 申請者
 指定給水装置工事事業者
 代表者氏名
 給水装置工事主任技術者氏名

水道法第25条の10の規定に基づき、下記の項目について確認したことを報告いたします。

No	検査項目	検査結果
1	管の種類	<input type="checkbox"/> 設計・精算書のとおり <input type="checkbox"/> 設計・精算書訂正
2	管の口径	<input type="checkbox"/> 設計・精算書のとおり <input type="checkbox"/> 設計・精算書訂正
3	布設延長	<input type="checkbox"/> 設計・精算書のとおり <input type="checkbox"/> 設計・精算書訂正
4	埋設深さ	<input type="checkbox"/> 公道部 <input type="checkbox"/> cm以上 <input type="checkbox"/> 浅層埋設
		<input type="checkbox"/> 私道部 <input type="checkbox"/> 60cm以上 <input type="checkbox"/> 60cm未満(cm)
		<input type="checkbox"/> 宅内部 <input type="checkbox"/> 30cm以上 <input type="checkbox"/> 30cm未満(cm)
5	管の接合状況	<input type="checkbox"/> 適正
6	逆流防止装置の設置状況	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 該当無し
7	吐水口と越流面との間隔	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 該当無し
8	給水用具の取付状況	<input type="checkbox"/> 適正
9	給水栓等の位置	<input type="checkbox"/> 設計・精算書のとおり <input type="checkbox"/> 設計・精算書訂正
10	管の防護処置	<input type="checkbox"/> 適正
11	使用材料の確認	<input type="checkbox"/> 認証品
12	止水栓、筐の設置状況	<input type="checkbox"/> 適正
13	耐圧検査(0.75Mpa・1分間)	<input type="checkbox"/> 漏水なし
14	水質検査	<input type="checkbox"/> 残留塩素0.1mg/L以上を確認(mg/L)
		<input type="checkbox"/> 0.1mg/L以下(mg/L)
15	増圧装置の圧力制御	<input type="checkbox"/> 吐出圧力 MPa
		<input type="checkbox"/> 自動停止圧力0.07MPa以上 <input type="checkbox"/> 自動復帰圧力0.10MPa
16	路面復旧状況	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 不良(<input type="checkbox"/> 仮復旧 <input type="checkbox"/> 本復旧)